

工事請負契約等に係る入札参加停止

工事関係者事故等の再発を防止し、公共工事の受注者としてふさわしくないものを入札から排除し反省を促すため、静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱第2条第1項の規定に基づき、以下のとおり、入札参加停止を行います。

1 入札参加停止の内容

静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱別表第1第7号(安全管理措置の不適切により生じた工事等関係者事故)に該当する。

2 措置対象業者及び停止期間

項目	措置対象業者
商号	株式会社室伏組
代表者氏名	代表取締役 室伏 良太
本店所在地	駿東郡小山町菅沼 976-48
停止期間	1 か月

3 入札参加停止の理由

静岡県沼津土木事務所が発注し、上記事業者が受注した令和6年度[第36-B2009-01号]二級河川鮎沢川6年災害復旧工事6年災査定第85号(護岸工)において、令和7年3月25日、安全管理の措置が不適切であったことにより、陸打ちしていた小口止めコンクリートの型枠脱型作業中に小口止めが倒れ、付近にいた作業員の頭部を直撃し死亡する事故が発生した。

4 停止期間の始期及び終期

令和7年8月5日から令和7年9月4日まで

(参考) 静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱別表第1第7号

措置要件	措置期間
県工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事等関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	2週間以上4か月以内